

(2) 生活衛生課の事務・事業

① 廃棄物処理適正化対策事業

・ ごみ収集、処理事業

秩父地域1市4町で構成される秩父広域市町村圏組合が市内のごみの収集及び処理に関する業務を行っています。ごみ収集はステーション方式で可燃ごみ、不燃ごみ、廃蛍光管(40W以下)・電球、廃乾電池・ライターの4分別収集のほか、資源ごみとして、紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル〔2006(平成18)年4月から開始〕に加え、2014(平成26)年4月からは一般家庭から排出される使用済小型家電製品も収集しています。粗大ごみは、住民が秩父環境衛生センターへ直接搬入しています。

可燃ごみは秩父クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみは秩父環境衛生センター内で破袋・分別し、可燃ごみと資源ごみの抽出処理を行った後、不燃残渣を埋め立て処分しています。資源ごみは分別したのちに資源化売却という形をとっており、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電(家電リサイクル法対象4品目以外)等処理が困難であるものに関しては処理を民間業者に委託しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P. 34, P. 35)

表1-1 過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

図1-1 2023(令和5)年度 市におけるごみ処理フローチャート

図1-2 過去5年間における年間ごみ総排出量及び1日1人当たり排出量の推移

・ ごみの不法投棄対策事業

近年、消費型社会の副産物とも言えるごみの不法投棄は深刻な社会問題となっています。

ごみの不法投棄は近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、自然環境の破壊にもつながるため、不法投棄防止の働きかけとともに、早急な発見・回収が必須となっています。

そこで市では、山林、河川、道路等におけるごみの不法投棄を防止するため、公益社団法人秩父市シルバー人材センターに委託し、市内を巡視するとともに、公共の場所での不法投棄ごみの回収を実施しています。また、不法投棄防止看板等を市役所本庁舎及び各総合支所で無料配布しています。

2018(平成30)年度からはちちぶ定住自立圏事業として、秩父地域1市4町で不法投棄防止啓発の取組を開始しました。2023(令和5)年度にはパンフレットの配布による啓発活動を行ったほか、監視カメラを購入し各市町へ1台ずつ配布しました。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P. 36, P. 37)

表1-2 2023(令和5)年度月別不法投棄ごみ回収量詳細

表1-3 2023(令和5)年度不法投棄家電リサイクル法対象品回収量

図1-3 2023(令和5)年度月別不法投棄ごみ総回収量



不法投棄禁止看板の設置例

・有価物回収事業、報奨金・助成金交付事業

市では、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、有価物回収事業及び町会資源ごみ収集報奨事業を実施しています。

有価物回収事業では、市、地域住民団体及び再生資源卸売業者が一体となって有価物回収事業を実施し、回収した廃品(新聞紙、雑誌、ダンボール、カン・ビン)1kgにつき、地域住民団体には5円の報奨金、再生資源卸売業者で組織された業者協力団体には1円の助成金を交付しています。また、町会資源ごみ収集報奨事業では、収集した資源ごみ1kgにつき1円、ペットボトルについては1kgにつき10円の報奨金を各町会に交付しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P.37)

表1-4 2023(令和5)年度資源回収支援事業実績

②し尿処理事務

現在の市域のうち旧秩父市、旧大滝村、旧荒川村のし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、1970（昭和45）年から旧秩父市、横瀬町、旧大滝村、旧荒川村で構成された秩父衛生組合が行っていました。その後、市町村合併に伴って2005（平成17）年3月31日に秩父衛生組合が解散したことを受け、2005（平成17）年度から市が事務を行うこととなりました。また、旧吉田町におけるし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、旧小鹿野町、旧吉田町、旧両神村で構成された西秩父衛生組合によって行われていましたが、同組合が2005（平成17）年10月の旧小鹿野町、旧両神村の合併時に解散し、小鹿野町へ事務が移行したことから、旧吉田町の事務については小鹿野町に業務委託を行いました。その後、2009（平成21）年度には小鹿野町への業務委託を廃止し、市が事務を行うこととなりました。

現在し尿収集、運搬は業者3社への委託によって行われており、旧秩父市、旧大滝村及び旧荒川村、旧吉田町の3つの区域に分けて委託業者による収集後、清流園に運搬・搬入後、高度処理され、安定かつ良質な処理水を荒川に放流しています。また、浄化槽汚泥についても、浄化槽清掃及び収集運搬の許可業者7社によって同施設に搬入し処理されています。

し尿処理事業の広域化については、2018（平成30）年度から、関係自治体により、事業統合について検討を続けており、2019（令和元）年11月には、1市4町1組合で「秩父地域し尿処理事業広域化準備室設置に関する覚書」を締結し、2022（令和4）年1月には「秩父広域し尿処理事業の統合に関する覚書」を締結しました。

そして、同年7月に圏域のし尿処理事業を秩父広域市町村圏組合（以下、秩父広域）で共同処理するために、秩父広域から埼玉県知事に組合規約の変更許可を申請し、同月に県知事から許可されました。これを受け1市4町1組合及び秩父広域では関係する条例の改廃を行い、2023（令和5）年4月1日から秩父地域のし尿処理事業が秩父広域へ事業統合されました。

資料編（2）し尿処理関係データ（P.38）

表2-1 2023（令和5）年4月1日現在の市におけるし尿処理人口詳細

図2-1 過去30年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

③自然保護対策事業

・自然公園

市には、秩父多摩甲斐国立公園、県立武甲自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、県立西秩父自然公園があります。このうち、県立長瀬玉淀自然公園の特別地域については風致の維持に努めるため、埼玉県から保護管理を受託しており、2023（令和5）年度は年間12回のパトロールを行いました。

・特定外来生物防除

ちちぶ定住自立圏事業の自然保護対策事業により、在来種や生態系を守るために、毎年春から夏にかけて、特定外来生物「オオキンケイギク」及び「アレチウリ」の除草啓発チラシの回覧と市内環境団体等によるオオキンケイギク除草作業の支援を行っています。

特定外来生物の 除草にご協力ください!

「オオキンケイギク」や「アレチウリ」は、日本に昔から存在する植物を駆逐して繁殖するなど、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として、**特定外来生物**に指定されています。特定外来生物に指定されたものは、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが禁止されています。ご自宅の庭や畑、空き地など、管理されている敷地は雑草が繁殖しないように適正管理をお願いします。（他人の敷地には無断で侵入しないでください）



オオキンケイギク

オオキンケイギクの特徴

- ・開花期 5～7月
- ・高さ 30～70cm
- ・葉の両面に粗い毛がある
- ・葉の形はへら状
- ・真褐色の繖状花で、直径5～7cm
- ・花びらの先端には不規則な4～5つのギザギザがある



アレチウリ

アレチウリの特徴

- ・開花期 8～10月
- ・結実期 9月
- ・長さ 数～10数m
- ・花は白色で小さくたくさん集まる
- ・実実に鋭いとげがあり毒液が集まる
- ・茎の部分から独立した葉を生やす
- ・バナネのように丸まったツルがある
- ・日当たりの良い場所を好む
- ・一年生植物

処理方法 根から引き抜き、種が飛ばないように、速やかにビニール袋などに入れて密閉し（できれば結ばせ）、燃えるごみとして処分してください。

各市町の担当窓口

■ 秩父市役所 生活衛生課 ☎25-5202	■ 長瀬町役場 町民課 ☎66-3111
■ 鴻巣町役場 新築課 ☎25-0114	■ 小倉野町役場 住民生活課 ☎75-4170
■ 熊野町役場 町民生活課 ☎62-1232	

特定外来生物防除啓発チラシ

④生活環境対策事業

・公害苦情処理業務

市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭などの相談に関し、法律及び条例に基づき、公害苦情処理業務を実施しています。

近年は、環境啓発が一定の効果を上げ苦情件数はほぼ横ばいとなっています。その一方で、匿名による苦情や近隣トラブルが原因の苦情件数は増加傾向にあります。近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に当てはまらないものが多く、その解決のためには、当事者間において十分な理解を得ていただくため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要があります。

2023（令和5）年度の公害苦情件数は75件で、昨年度より21件多い結果となりました。公害の種類別苦情受理件数は、典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）の件数は25件のうち大気汚染が15件、悪臭が4件となっており、その他の公害については6件でした。典型7公害以外では空地の雑草の苦情が39件ありました。

市に寄せられる公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後においても、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本として、幅広い見地からの確に対応できるよう努めてまいります。

資料編（3）公害関係データ ①公害苦情データ（P. 39, P. 40）

・公害測定分析事業

市では、騒音、水質等の公害測定分析を実施し、公害発生の防止を図り、公害案件が発生した場合は、原因状況を周知し指導を行っています。また、長年にわたり保管した測定結果は経年変化を読み取れる統計資料として、環境保全のためには非常に重要なものとなります。

なお、埼玉県が実施していた有害大気汚染物質調査は、2021（令和3）年度から測定を休止することとなりました。

資料編（3）公害関係データ ②大気関係データ～④水質関係データ（P. 41～P. 71）



酸性雨採取器 設置状況



騒音計

・公害防止啓発事務事業

市報、ホームページにおける環境情報の発信や、環境データ分析による経年変化を本冊子「秩父市の環境」に掲載することで、公害防止への理解と環境保全の思想について啓発・普及を図っています。また、光化学スモッグ、放射線及び微小粒子状物質 PM2.5 についても情報を掲載し周知を行っています。

2023（令和5）年度においては市における光化学スモッグ注意報発令は1件ありました。放射線、PM2.5については基準値を超過した日はありませんでした。

また、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、各種届出のうち、県から事務委任されている騒音関係の届出について受付事務処理を行っています。（吉田地区、大滝地区、荒川地区、浦山地区、大田地区及び定峰地区の特定施設工場・建設現場は除く。）

資料編（3）公害関係データ ②大気関係データ（P.45）

図3②-1 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



図 光化学スモッグの仕組み

種 類	区 分	
	法 令	県 条 例
設置の届出（新設）	1	
使用の届出（既設）		
施設の種類ごとの数変更届出書		
騒音の防止の方法変更届出書		
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	1	1
施設使用全廃届出書		1
承継届出書		
特定建設作業実施届出書	4	
公害防止組織関係届出書		8
その他		

表 2023（令和5）年度騒音関係届出書の受理状況

・焼却炉無料回収事業

ダイオキシンの発生を抑止するとともに適正なごみ処理を行っていただくため、適確外の焼却炉について使用禁止の周知及び無料回収を実施しています。市報において家庭用簡易焼却炉無料回収の周知を毎年行い、回収を実施してきたことで、焼却炉の使用によるごみ焼却苦情は減少傾向にあります。

2023（令和5）年度は13台の家庭用簡易焼却炉を回収しました。

対象	家庭用ブロック積簡易焼却炉及び金属製簡易焼却炉
回収条件	所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること。